

＜届出の対象行為・規模と地区区分＞

【届出の対象行為・規模】

届出行為	地区区分	届出規模
建築物	一般地区	商業地域 : 高さ \geq 30m又は延べ面積 \geq 1,200 m ²
		近隣商業地域 : 高さ \geq 20m又は延べ面積 \geq 1,000 m ²
		その他の地域 : 高さ \geq 20m又は延べ面積 \geq 800 m ²
	景観形成重点地区	西が丘地区 : 全ての建築物
		隅田川沿川地区 : 高さ \geq 15m又は延べ面積 \geq 800 m ²
		旧古河庭園周辺地区 : 高さ \geq 20m又は延べ面積 \geq 800 m ²
		中央公園周辺地区 : 高さ \geq 15m又は延べ面積 \geq 800 m ²
工作物	全 域	建築基準法第 88 条に規定する工作物（確認申請が必要な工作物）及び条例規則で定める工作物※1
開発行為	全 域	開発区域面積が 500 m ² 以上

※1 : 条例施行規則の別表第 4 を参照してください。

【対象行為】

届出行為	行為内容
建築物	大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観計画の基準に適合していない塗替を含む）
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観計画の基準に適合していない塗替を含む）
開発行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為

【地区区分】

地区区分	対象区域	
一般地区	北区全域（景観形成重点地区の除く）	
景観形成重点地区	西が丘地区	西が丘一丁目、西が丘二丁目、赤羽西三丁目及び赤羽西四丁目各地下
	隅田川沿川地区	隅田川の区域及び隅田川の両側からそれぞれ 50m の陸上の区域
	旧古河庭園周辺地区	旧古河庭園の外周線からおおむね 200m の範囲
	中央公園周辺地区	上十条一丁目、中十条一丁目、王子本町二丁目、王子本町三丁目及び十条台一丁目各地下

※景観形成方針地区では対象区域や景観形成基準は定めていません。